

労働者や事業主、人事労務管理担当者等を対象として、雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐルールである“労働契約”について解説するセミナーを開催する。労働契約法・労働基準法等、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務等をわかりやすく解説する。当セミナーは平成 22 年度より実施しているものであり、広く労働関係法令の周知・情報提供を行っているところである。

また、平成 25 年 4 月に施行された改正労働契約法の内容についても併せて周知を行うほか、同法第 18 条に規定されている「無期転換ルール」の導入を支援するため、無期転換制度の具体的な導入方法や、先行している企業の導入事例の紹介を行う。さらに、副業・兼業の現状や促進の方向性、労使それぞれの留意点と対応方法をまとめた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について周知を行う。

加えて、セミナー終了後に相談ブースを設け、労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換制度の導入や申込み方法などに関する相談に応じる。

なお、今年度のセミナーについては、オンライン形式でも開催しているものであることを申し添える。

〔開催概要〕

①一般労働者・事業主向け労働契約等解説セミナー

対 象：労働者、企業の人事労務担当者、事業主、就業希望者等

開催回数：合計 182 回程度開催

開催期間：令和 2 年 7 月上旬～令和 3 年 3 月（予定）

定 員：各回 100 名程度

参 加 費：無料

講演内容：研修テキストを用いて、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」（約 80 分）、「無期転換ルールについて」（約 50 分）、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（約 20 分）を解説する。「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」では、労働契約に関する基本的なルールについて具体例を挙げながら解説する。「無期転換ルールについて」では、企業活動に必要な人材確保に寄与することなどの無期転換のメリットや無期転換の取り組み事例を紹介する。「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、副業・兼業の現状や促進の方向性、労働者と企業それぞれの留意点をわかりやすく解説する。
また、セミナー終了後、個別相談会を実施する。

②中小・小規模企業等向けセミナー

対 象：中小・小規模企業事業主及び人事労務担当者

開催回数：合計 60 回程度開催

開催期間：令和 2 年 8 月～令和 3 年 2 月（予定）

定 員：各回 30 名程度

参加費：無料

講演内容：中小・小規模企業等が多数所属する団体等の依頼により実施することとし、研修テキストを用いて、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」（約 80 分）、「無期転換ルールについて」（約 50 分）、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（約 20 分）を解説する。労働契約法等の労働関係法令上の権利と義務、裁判例について、就業規則と労働契約、労働契約の変更、労働契約の終了に際し、トラブルになりそうな事案や無期転換ルール等について解説を行う。
また、セミナー終了後、個別相談会を実施する。

③労働者向けセミナー

対 象：労働者（特に有期契約労働者）

開催回数：合計 20 回程度開催

開催期間：令和 2 年 8 月～令和 3 年 2 月（予定）

定 員：各回 30 名程度

参加費：無料

講演内容：受託者の主催、または、労働者が多数参加する勉強会等への講師派遣等の依頼により実施することとし、研修テキストを用いて、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」（約 80 分）、「無期転換ルールについて」（約 50 分）を解説する。「労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎について」では労働条件の確認のポイントなどについて労働者の視点で分かりやすく解説する。また、「無期転換ルールについて」では、無期転換ルールの趣旨、概要等の基本的な制度の説明及び無期転換のメリットや申込み方法等について分かりやすく解説する。
また、セミナー終了後、個別相談会を実施する。

④追加セミナー

講演内容：①～③の各セミナーの開催回数に加え、目標参加者数（①～③の合計で 14,000 名程度）を達成するため、追加で上記①～③のセミナーを開催する。

開催回数：全国で合計 20 回程度開催

〔申込方法〕

1. WEB 申込み

セミナー専用 web サイト (<https://public.lec-jp.com/laborContractExplanation/>) の申込みフォームによる。

2. FAX 申込み

上記 URL より申込用紙をダウンロードもしくは、労働契約等解説セミナーリーフレット裏面に必要事項を記入の上、FAX (03-5913-6409) で送付。

〔委託先会社〕

本事業は、株式会社東京リーガルマインドに委託して実施する。

〔使用テキスト〕

- ・「『安心』して『働く』ためのルール～使用者と労働者の約束事＝『労働契約』とは～」(セミナー専用テキスト)
- ・「無期転換ルールハンドブック」
<https://muki.mhlw.go.jp/policy/handbook2019.pdf>
- ・「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」
<http://muki.mhlw.go.jp/business/info/leaflet.pdf>
- ・「副業・兼業の促進に関するガイドライン」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000192845.pdf>

等